

## 五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金交付要綱

五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金交付要綱（平成 25 年 3 月五條市要綱第 28 号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第 1 条 市長は、長期的な生ごみの減量化及び一般廃棄物処理費用の軽減を図るため、生ごみ処理用具（以下「処理用具」という。）の購入及び生ごみたい肥化促進剤の購入に要する費用の全部又は一部に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては五條市補助金等交付規則（令和 3 年 3 月五條市規則 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （補助対象処理用具）

第 2 条 この要綱において補助の対象となる処理用具は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生ごみ処理機器

- ア 電動式処理機（ディスポーザーを除く。）
- イ 地中埋め込み式（コンポスト型容器）
- ウ 密閉式（バケツ型容器）処理容器

(2) 生ごみたい肥化促進剤 生ごみのたい肥化を目的に販売されているもの。ただし、他の用途に使用する場合は対象外とする。

### （補助対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 五條市内に住所を有し、かつ、現に居住している者
- (2) 購入した処理用具を五條市内で使用し、常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) 近隣住民に迷惑をかけない場所で使用できる者
- (4) 処理用具により生ごみを減量し、燃えるごみとして適切に処理する者又はたい肥化し、自ら適切に処理する者

### （補助対象経費及び補助額）

第 4 条 補助の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、本補助金を利用して購入した処理用具については、購入後 5 年を過ぎての買い換えの場合又は破損により使用不可能な状態であるなど、市長が特に必要と認めた場合は、補助金の補助上限基数の対象とならない。

補助対象用具	補助数	補助額
電動式生ごみ処理機（生ごみを減量又はたい肥化することを目的とするもの。生ごみを細かく砕くだけの「ディスポーザー」は対象外とする。）	1世帯（同居世帯は、1世帯とする。）につき1基とする。	購入金額（税抜）の2分の1に相当する額。ただし、1000円未満の端数金額は、切り捨てる。また、補助金の額が30,000円を超える場合は、30,000円を上限とする。
上記以外の生ごみ処理容器（コンポスト・バケツ型容器）	1世帯（同居世帯は、1世帯とする。）につきコンポスト型容器は2基、バケツ型容器は3基までとし、どちらか一方とする。なお、補助上限基数に達するまで追加で新たに補助申請を行うことができる。	
生ごみたい肥化促進剤	購入金額（税抜）全額の補助又はたい肥化促進剤の支給を行う。購入金額の補助については、1世帯（同居世帯は、1世帯とする。）の同一年度内の補助金の額が3,000円を超える場合は、3,000円を上限とする。たい肥化促進剤の支給については、1世帯の同一年度内は販売価格（税抜）3,000円を上限とする。なお、支給上限額に達するまで追加で申請を行うことができる。	

2 国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することができる。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等制度との併用はできない。

（補助事業の実施期間）

第5条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度末日までとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、処理用具購入前に五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。また、補助金を交付しないと決定した場合は、五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業について、その計画を変更しようとするときは、あらかじめ五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない、ただし、次の各号に掲げる変更については、この限りでない。

- (1) 事業内容の軽微な変更
- (2) 補助対象経費の30%未満の減額変更

(請求書の提出)

第9条 補助事業者は、処理用具購入後速やかに五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した処理用具が電動式生ごみ処理機の場合は、領収書及び保証書の写し。ただし、領収書には、処理用具の販売日、名称、数量、価格及び購入者の氏名並びに販売店名が明記されていること。
- (2) 電動式生ごみ処理機以外の処理用具の場合は、領収書。ただし、領収書には、処理用具の販売日、名称、数量、価格及び購入者の氏名並びに販売店名が明記されていること。
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、請求書の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、速やかにこれを交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金交付決定取消書(様式第6号)により補助金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは五條市家庭用生ご

み処理用具購入補助金返還命令書(様式第7号)により返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱又は市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付申請を行ったとき又は補助金の交付を受けたとき。

(調査又は指導)

第12条 市長は、処理用具の使用及び管理の状況について、調査又は指導することができる。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第3号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格1万円以上の財産とする。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する処分を制限された取得財産等について、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ五條市家庭用生ごみ処理用具購入補助金財産等処分申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。